

集落ぐるみでの森林整備の一手法について

～ 獣害対策をきっかけとした補助事業を活用した集落ぐるみでの森林整備～

○ 西村俊昭(株式会社農楽)*、山口美知子(kikito)、小泉和也(東近江市)

キーワード：獣害対策、森林整備、森林経営計画、造林事業

1. はじめに

集落周辺の森林は、大昔から薪や柴等の燃料林、松茸等の菌山として活用されるなど、近隣の人々の暮らしと深くかかわり守られてきました。しかし、昭和40年代から各家庭にガスや灯油が普及し、だんだんと手入れされなくなりました。さらに、荒れた森林が、イノシシやシカをはじめとする野生動物のすみかとなり、農業被害が多発するようになってきた。このため、近年は、湖東地域の数多くの地区において、イノシシやシカなどの侵入を防止するために、獣害フェンスの設置や緩衝地としての林辺の伐採整備を進めてきた。その中の多くの地区で、「山の縁はきれいになったが、奥はまだ相当荒れているので何とかならないものか。」という声があがっていた。一方、平成24年度に国は「森林・林業再生プラン」を策定し、森林施業の集約化と効率化、間伐材の利用促進を図るために、「森林経営計画」を策定し、認証を受けた地区でない間伐、枝打ち、下刈り等の補助が受けられなくなるという制度に移行しつつあった。

そこで本稿では、獣害対策をきっかけに集落ぐるみで森林の所有状況を把握、合意形成し、「森林経営計画」を策定して、林野庁の補助事業を活用し森林整備をするという、「適正な森林管理の実現」の一手法の手順をまとめたマニュアルの内容を紹介する。この「補助事業を活用した集落ぐるみでの森林整備のマニュアル」は、平成25年度湖東の森づくり支援事業で作成した。

2. 集落ぐるみでの森林整備の概要と特徴

滋賀県の湖東地域では、獣害対策で防護柵や緩衝地帯の伐採をきっかけに、放置林となっている集落周辺の森林を、集落ぐるみで整備する取組を始めている。取組は概ね5つの段階で進められている。1)まずは自治会で集落ぐるみで森林整備の取組を行うことの合意を得て、推進組織をつくる。2)次は集落域の森林の地籍図と土地台帳を作成して所有者の状況を把握、これを持って所有者の合意を得て行く。3)合意形成後は、自治会等が所有者の代表となって森林組合などと委託契約を結び、今後5カ年の伐採計画や作業道の配置、今後40年間の長期的な管理計画などをまとめた森林経営計画を策定する。4)林野庁の造林事業を活用して集落域の里山を5カ年かけて整備する。5)整備した里山を集落で活用する。昨年度この取組の内容をマニュアルにし、これを活用して獣害対策を行っている各集落に働きかけ、

集落周辺の森林整備を湖東地域で展開するという計画である。この整備手法は、雑木林を含む集落周辺の森林を、集落単位で所有者の状況を把握して、林野庁の造林事業で整備。地元負担金は伐採木の売上ではほぼなし、若干の還付があるというのがポイントである。



写真-1 整備地区

3. 整備手法

(1) 合意形成と推進体制づくり

まず、自治会総会や役員会で、集落全体で森林整備をしていくという合意を取る。また、伐採・搬出した木材を販売して得た利益を、地元負担金に充てて、実質地元負担なしで事業を実施できるようにする。集落一体的な取組は、もし売却益が発生しても、今後の集落の森林の維持管理費など森林保全のため、森林所有者個人に配当しないようにするという基本合意が必要である。森林整備は計画、整備の実施、整備の活用も考慮すると概ね10年間の集落活動となる。このため、1年交代でない長期間の5～10名での推進体制を整える必要がある。

(2) 森林所有者の状況調査

集落域の森林の地籍図と土地台帳を作成して所有者の状況を調査・把握する。これを持って所有者の合意を得て行く。森林の地籍図と土地台帳の作成手順は図-1、図-2のとおりである。

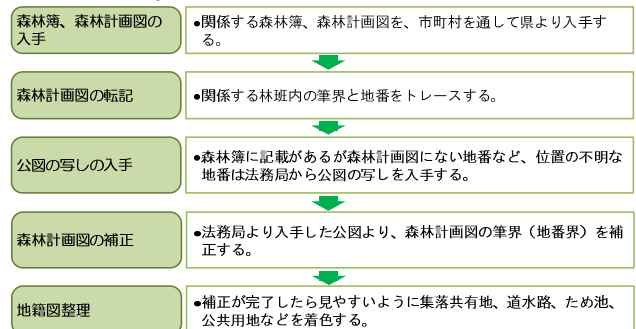


図-1 地籍図の作成手順

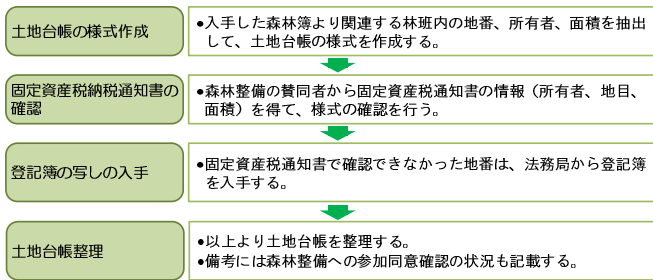


図-2 土地台帳の作成手順

(3) 森林経営計画の策定

自治会等が所有者の代表となって森林組合などと委託契約を結び、森林経営計画を策定する。森林経営計画は、「森林所有者」または「森林の経営の委託を受けた者」が、面的まとまりを持った森林を対象に、単独または共同で森林の施業や路網整備、森林の保護等に関する5カ年の計画を作成し、市町村長の認定を受ける計画である。森林経営計画を作成すると、様々な支援措置を受けることができ、費用負担を減らして、計画的に森林の手入れを進めることができる。森林整備計画は、自治会等が所有者の代表となって森林組合などと委託契約を結び策定する。森林経営計画策定の手順は図-3のとおりである。

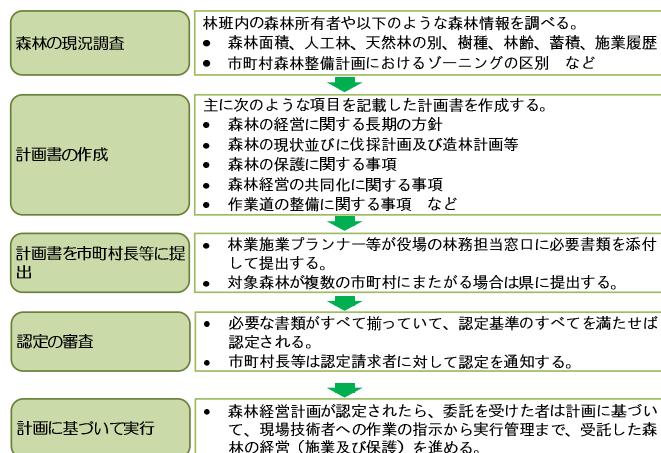


図-3 森林経営計画策定の手順

(4) 森林整備の手法

森林経営計画の認証後は計画に基づき、林野庁の造林事業を活用し、森林整備を行う。この事業は、森林経営計画の作成者を対象に、造林、保育、間伐などの森林施業と森林作業道整備に必要な経費が支援される。対象作業は、地拵、植栽等、下刈り、枝打ち、除伐、間伐、更新伐、森林作業道整備などである。委託を受けた森林組合等が森林整備の実施、補助金の申請、伐採搬出した間伐材の販売、事業費の精算を行う。森林整備の事業費は概ね80～100万円/haくらいであり、工種によるが、国県の負担率は70～75%で、これに市負担率10%を加えて、地元負担は事業費の15～20%程度である。伐採搬出した木材を販売して得た利益を、地元負担金に充てて、実質地元負担なしで事業を実施できる可能性が大きい。1年の森林整備の手順

は図-4のとおりである。この流れを5カ年行い森林経営計画の内容を達成する。

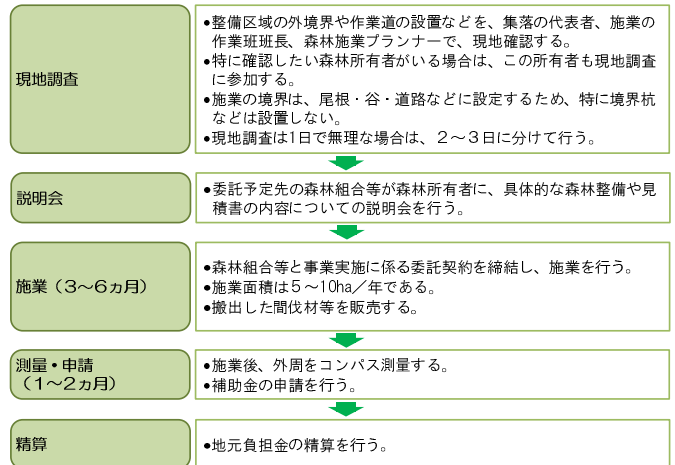


図-4 森林整備手順（1年間）

(5) 整備後の維持管理、活用方法

森林の外縁は、集落で下刈などの管理を行うことが望ましい。日光が入るようになるため森林の外縁は雑草が繁茂するが、林内はある程度影ができるためそれほど下草は生えない。もし、下刈を森林組合等に委託する場合は、概ね15万円/ha（標準値）の費用がかかる。この事業のよいところは、今回の森林整備が終了し、5カ年経過すれば、また再度同じ制度を活用して森林整備が可能である。なお、補助金を活用している場合は、補助金受領後5年間は転用することが出来ないで注意する。利活用の方法は集落の特徴で決めればよい。また、子供からお年寄りまで参加できる仕組みを考える。先行地区では、1)集落の財産の活用、2)次世代への継承、3)それを体験できる場の創出を目的に、森林整備した跡地を活用して、都市農村交流の場として「羊の里」や「山添の里」の整備を集落で進めている。

4. おわりに

この森林整備でのメリットを整理しておく。1)集落：放置され管理されていなかった集落周辺の山林が整備できる。2)森林所有者：自己負担なしで所有林の適切な整備ができる。3)農家：獣害がなくなる。山裾の農地の日当たりがよくなる。4)森林組合等：積雪で山奥の仕事ができない冬季の仕事が確保できる。

最後に、本稿が集落周辺の森林整備の一助となり、集落の獣害対策に貢献するとともに、森林の持つ多面的機能の向上に寄与できれば。また、集落の住民が一体となって、市町村や地域の森林組合等の事業体と連携を図り、集落の財産である森林を、集落の未来を託す子供たちにつないでいくことに寄与できれば幸いである。

引用参考文献

- 1) 補助事業を活用した集落ぐるみでの森林整備のマニュアル、東近江市産業振興部農林水産課、2014.3